

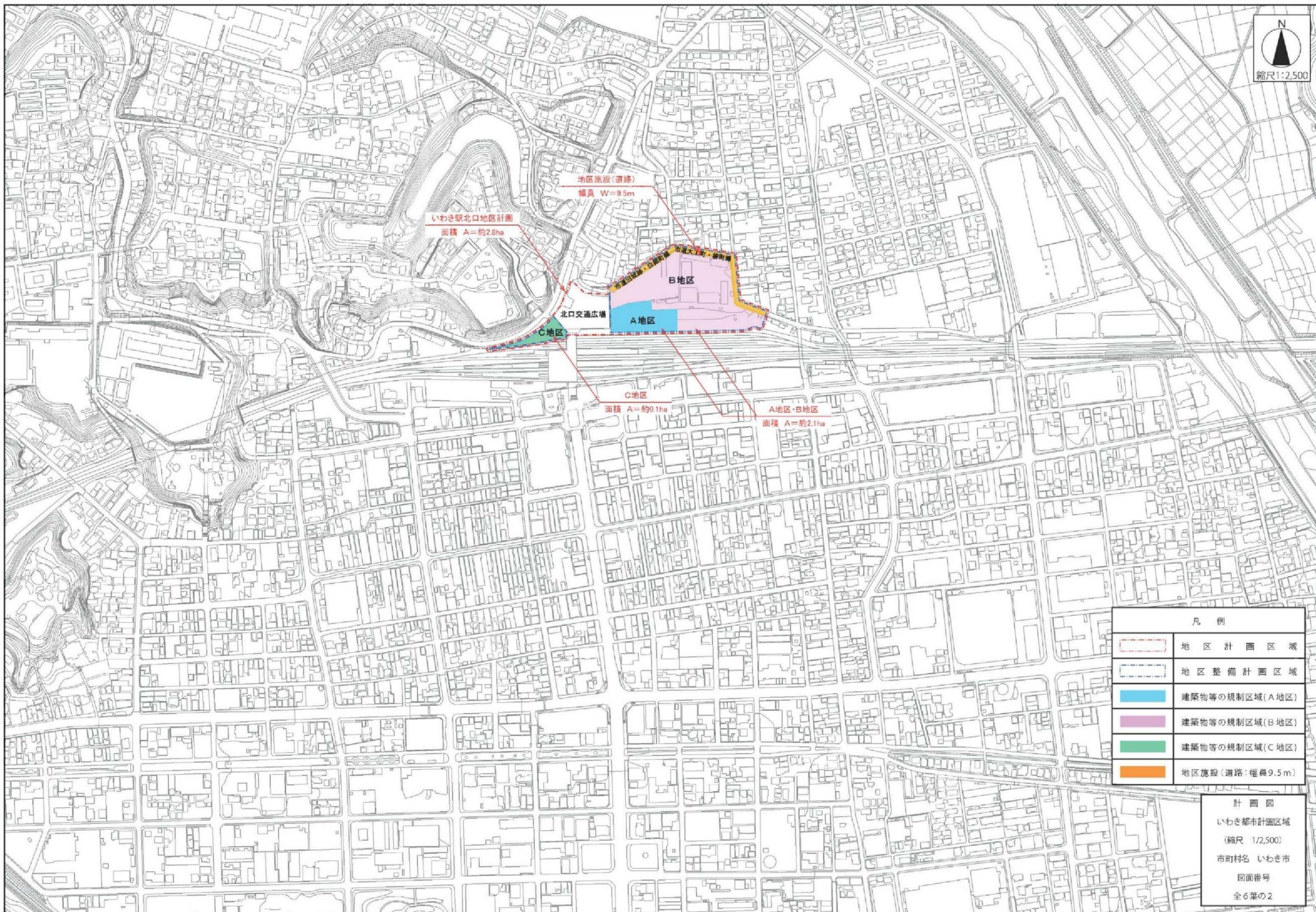
いわき都市計画地区計画の決定（いわき市決定）

都市計画いわき駅北口地区計画を次のように決定する。

名称	いわき駅北口地区計画		
位置	いわき市平字白銀町、字田町、字柳町、字旧城跡、字番匠町の各一部の区域		
面積	約 2.8ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>当地区はJR常磐線いわき駅の北側に位置し、現在は、駐車場及び鉄道関連の事業所用地として利用されており、地区西側には広域的な交通結節点であるいわき駅北口交通広場が配置されている。</p> <p>また、「第二次いわき市都市計画マスタープラン」においては、平地区を都心拠点として位置付け、空き地や低未利用地の集約・活用を図りながら、人口密度の維持に貢献する共同住宅の立地促進を進めるとともに、「いわき市中心市街地活性化基本計画」に基づく事業を進め、商業等の活性化に努めることとしている他、「いわき市立地適正化計画」においては、日常生活サービス機能等の誘導・維持を図る「都市機能誘導区域」に指定している。</p> <p>そこで、当地区においては、周辺の良い住環境等に配慮しながら、居住や商業・業務及び医療・福祉等の都市機能を誘導し、本市の都心拠点である中心市街地として、人口の集積と維持を図ることを目標とする。</p>	
	土地利用の方針	<p>居住や商業・業務及び医療・福祉等の施設、並びに鉄道利用や周辺業務施設等に対応した駐車場を適切に配置し、地区北側の既成市街地の住環境や周辺の交通状況等に配慮しながら土地利用を誘導する。</p> <p>主として、A地区に医療・福祉施設等を配置し、B地区に居住・商業施設等、C地区に鉄道利用に寄与する事務所及び医療と連動した施設等の集積を図る。</p>	
	地区施設の整備方針	<p>隣接する道路との円滑な結びつきや交通の安全性を図るため、地区北側には、幅員 9.5mの道路を配置する。</p>	
	建築物の整備の方針	<p>良好な市街地の形成、かつ周辺の住環境の保全を図るため、建築物等の用途の制限を定める。</p>	
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	道路	<p>市道旧城跡・白銀町線 幅員 9.5m 延長 約 100 m</p> <p>市道大工町・柳町線 幅員 9.5m 延長 約 200 m</p> <p>配置は、計画図表示のとおり</p>
	建築物等の制限に関する事項	地区の区分（名称及び面積）	<p>A、B地区 面積 約 2.1ha</p> <p>C地区 面積 約 0.1ha</p>
		建築物等の用途の制限	<p>商業地域で建築可能な建築物のうち、次の各号の一に該当する建築物及びこれに附属する建築物以外の建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>共同住宅（20戸以上に限る）</li> <li>店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡以内のもの</li> <li>事務所</li> <li>ホテル、旅館</li> <li>病院、診療所</li> <li>老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</li> <li>ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設</li> <li>学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校</li> <li>カラオケボックスその他これらに類するもの</li> <li>自動車車庫</li> </ol>
		建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡
備考			

「建築物等の制限に係る地区区分は計画図表示のとおり」

理由 JR常磐線いわき駅北口交通広場に隣接する当地区においては、周辺の市街地の住環境に配慮した開発を誘導し、本市の都心拠点として、市街地再開発ビルや商業施設、業務施設等が立地する駅南側と一体的な発展、人口の維持・集積を図るため、本案のとおり地区計画を決定しようとするものである。



凡例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	建築物等の規制区域(A地区)
	建築物等の規制区域(B地区)
	建築物等の規制区域(C地区)
	地区施設(道路:幅員9.5m)

計画図  
いわき都市計画区域  
(縮尺 1/2,500)  
市町村名 いわき市  
図面番号  
全6葉の2